

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 二
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等について 三

告 示

- 宮城県告示第六百七十二号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(昭和十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十五年七月十六日

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四二二二〇〇四三七

登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」
登米市追町佐沼字錦二百三十四番地一

共同生活介護

社会福祉法人
登米市社会福祉協議会平成二十五年
七月一日

○宮城県告示第六百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二項の規定により告示する。
平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二二二〇〇四九五	共同生活介護(援助)事業所「ブレズン トスベリスKai」 石巻市蛇田字菰継二二六	共同生活介護	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十五年 六月三十日

○宮城県告示第六百七十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨ一ネ病
- 二 畜種
牛(黒毛和種)
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 三頭
- 四 発生の場所又は区域
大崎市
- 五 発生年月日
平成二十五年七月八日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年七月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 タマヤ電気株式会社 玉谷 光夫	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区高砂一丁目十七番一	建設業許可番号 般一二十二第四千八百八十八号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 一部建設業とび・土工事業	受付年月日 平成二十五年六月十四日
株式会社鈴木技 鈴木 芳昭	仙台市若林区六丁目字柳堀南六十三番一	般一二十三第一万二千五百号	全部建設業 一般建設業 屋根工事 板金工事	平成二十五年六月十日
庄磁工業株式会社 庄子 孝	仙台市青葉区郷六字龍沢十八番一四	特一二十一第一万八百三十七号	一部建設業 土木工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 水道施設工事	平成二十五年六月十日
仙台環境開発株式会社 渡邊 晋二	仙台市青葉区二丁目二番一二十七	特一二十二第一万六千九百十四号	一部建設業 特定建設業 建築工事	平成二十五年六月十三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 主要地方道

二 路線名 巨理大河原川崎線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
柴田郡村田町大字沼辺字千塚一番一地先から 同郡同町大字沼辺字新館前一〇五番一地先まで	前 一四・八 一七・〇	後 二四・〇 三四・〇	敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)
			二二・八

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町森郷字大窪南六十番三及び六十一番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

塩竈市栄町三番十三号
丹野 守

丹野 洋一

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字川前四二二番二並びに二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字川前四二二番三の各一部
株式会社渥美商事運輸

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人東北予防衛生会青葉病院の項中「財団法人東北予防衛生会青葉病院」を「青葉病院」に改め、財団法人光ヶ丘スベルマン病院の項中「財団法人光ヶ丘スベルマン病院」を「一般財団法人光ヶ丘愛世会光ヶ丘スベルマン病院」に改め、財団法人広南会広南病院の項中「財団法人広南会広南病院」を「一般財団法人広南会広南病院」に改める。

別表第一の二社会福祉法人大和福寿会介護老人保健施設ももせ塩竈の項中「社会福祉法人大和福寿会介護老人保健施設ももせ塩竈」を「社会福祉法人大和福寿会介護老人保健施設やまと塩竈」に改める。

別表第二の二身体障害者療護施設杏友園の項中「身体障害者療護施設杏友園」を「障害者支援施設杏友園」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年七月十六日から施行する。